

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年5月25日

金曜日

第4355号

目次

告示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 保安林の指定予定

内水面漁場管理委員会指示

- あゆ採捕禁止期間の延長 2
- 内共第15号（庄川上流）におけるあゆ採捕の制限 3

公告

- 土地改良区の役員の就退任 4
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 15

告示

富山県告示第297号

土地改良区の定款変更の認可について

上条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、平成30年5月14日認可した。

平成30年5月25日

富山県知事 石井 隆一

富山県告示第298号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村大勘場字千束33の1、464の1、利賀村坂上字登洞9・12（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）、北野村外二ヶ入会字杉山1の1（次の図に示す部分に限る。）、46の1、46の2、46の5、北野蓑谷入会字蓑谷山5の9、5の10、5の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

指 示

~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第3号

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

平成30年5月25日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容となっている漁場区域を除く。	平成30年6月16日午前0時から 午前5時まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

富山県内水面漁場管理委員会指示第4号

内共第15号（庄川上流）におけるあゆ採捕の制限について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

平成30年5月25日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 島崎 慎一

次の表の漁場名に掲げる漁場においては、同表の期間の欄に掲げる期間、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

漁場名	期間
第5種共同漁業権内共第15号（庄川上流）	平成30年6月16日から 平成30年9月30日まで及び 平成30年10月8日から 平成30年11月30日まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

公 告

土地改良区の役員の退任

金山土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月19日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	宿 屋 信 久	射水市青井谷 619番地 2
同	横 掘 素美雄	同 上野 1437番地
同	水 上 幸 雄	同 野手 247番地
同	山 下 隆 之	同 青井谷 722番地
同	御 後 庄 司	同 青井谷1910番地
同	中 波 一	同 浄土寺 163番地 2
同	川 口 武 治	同 青井谷1714番地
同	松 島 哲 治	同 平野 566番地
同	野 手 宗 篤	同 青井谷4191番地
同	北 角 喜 義	同 青井谷 717番地
同	四 辻 彰	同 上野 30番地
同	折 坂 利 春	同 浄土寺1318番地 5
監 事	酒 井 孝 年	同 野手 204番地 1
同	浦 口 成 男	同 浄土寺1429番地
同	横 堀 光 雄	同 上野 1885番地 2

土地改良区の役員の就任

金山土地改良区の役員に次の者が平成30年3月20日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	御後庄司	射水市青井谷1910番地
同	中波博英	同 浄土寺 150番地
同	水上幸雄	同 野手 247番地
同	野手宗篤	同 青井谷4191番地
同	北角喜義	同 青井谷 717番地
同	横堀光雄	同 上野 1885番地2
同	御後信和	同 青井谷1697番地
同	新屋則輝	同 青井谷2709番地
同	山屋武明	同 青井谷 527番地
同	高波隆雄	同 平野 306番地
同	松長幸成	同 上野 4295番地
同	松坂政人	同 浄土寺 457番地
監事	酒井英紀	同 青井谷4115番地
同	長谷川一夫	同 上野 1437番地
同	竹中栄治	同 浄土寺1545番地

土地改良区の役員の退任

高岡市土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	大井正樹	高岡市戸出吉住 393番地
同	浦田一郎	同 西藤平蔵 610番地
同	西田弘之	同 京田 246番地

同	三屋勉	同	今泉	96番地
同	勘嶋繁紀	同	戸出竹	255番地
同	小栗久雄	同	東藤平蔵	355番地
同	彼谷清一	同	鷺北新	228番地
同	大澤繼男	同	二塚	1135番地
同	柴外昭	同	長江	182番地
同	關口謙	同	佐野	1030番地
同	越礪直一	同	辻	252番地
同	春日貞夫	同	本保	283番地
同	松田榮	同	六家	285番地
同	源勇	同	宝来町	272番地
同	掛川原修二	同	二上	1632番地
同	三松範夫	同	五十里	2511番地
同	立浪邦雄	同	佐加野	1444番地
同	原田正明	同	西広谷	521番地
同	竹本武男	同	太田	4319番地
同	深島孝之	同	戸出伊勢領	302番地
同	金山宗雄	同	戸出町3丁目16番27号	
同	吉田彰	同	戸出岡御所	43番地
同	今城昌臣	同	醍醐	1207番地
同	押川竹弘	同	中田	243番地
同	高田正美	同	上麻生	1229番地
監事	磯部俊之	同	佐加野	234番地
同	豊本友二	同	波岡	388番地
同	小林秀司	同	醍醐	777番地

土地改良区の役員の就任

高岡市土地改良区の役員に次の者が平成30年4月1日就任した旨届出があったの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	大井正樹	高岡市戸出吉住 393番地
同	浦田一郎	同 西藤平蔵 610番地
同	三屋勉	同 今泉 96番地
同	掛川原修二	同 二上 1632番地
同	小栗久雄	同 東藤平蔵 355番地
同	彼谷清一	同 鷲北新 228番地
同	櫻井秀治	同 井口本江 485番地
同	舘勇将	同 二塚 466番地
同	水巻秀樹	同 長慶寺 188番地
同	關口謙	同 佐野 1030番地
同	越礪直一	同 辻 252番地
同	金元三知雄	同 小竹 423番地
同	松田榮	同 六家 285番地
同	高嶋政彦	同 宝来町 590番地
同	三松徳之	同 五十里 2439番地
同	立浪邦雄	同 佐加野 1444番地
同	森麻義三	同 山川 658番地
同	吉本隆之	同 太田 4783番地1
同	金山宗雄	同 戸出町3丁目16番27号
同	大原弘次	同 戸出吉住新 50番地
同	勘嶋繁紀	同 戸出竹 255番地
同	今城昌臣	同 醍醐 1207番地
同	小林秀司	同 醍醐 777番地
同	押川竹弘	同 中田 243番地
同	山岸昭憲	同 今泉新 61番地

監事	宮崎勝靖	同	柴野内島	103番地
同	宮川幸男	同	戸出市野瀬	365番地
同	小栗庄市	同	東藤平蔵	285番地

土地改良区の役員の退任

大門町土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	長原一夫	射水市布目沢	549番地
同	齊藤高志	同 土合	853番地
同	清水清治	同 水戸田	486番地
同	大坪次男	同 串田	4796番地
同	竹島信義	同 生源寺	1307番地
同	稲垣憲彦	同 若林	332番地
同	郷田隆康	同 串田	1325番地
同	明地峰雄	同 串田	1475番地
同	山本久雄	同 串田新	965番地
同	竹内義浩	同 島	1082番地
同	藤田洋道	同 堀内	371番地
同	高田良作	同 広上	1281番地2
同	澤橋武士	同 二口	865番地1
同	安吉孝宣	同 大門本江	598番地
同	塚越英秋	同 本田	70番地
監事	寺腰謙二	同 串田	4852番地
同	山崎勇	同 市井	58番地

同	新 田	清	同	西広上	46番地
同	橋 本	隆	同	二口	2105番地

土地改良区の役員の就任

大門町土地改良区の役員に次の者が平成30年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年 5 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 高 志	射水市土合 853番地
同	炭 谷 一 三	同 布目沢 802番地
同	清 水 清 治	同 水戸田 486番地
同	高 田 良 作	同 広上 1281番地 2
同	荒 瀧 正 明	同 生源寺 305番地
同	多 田 哲 郎	同 若林 201番地
同	寺 腰 謙 二	同 串田 4852番地
同	高 橋 清	同 小泉 255番地
同	明 地 宗 孝	同 串田 7856番地
同	本 郷 隆 志	同 串田新 269番地
同	竹 内 一 彦	同 島 1435番地
同	浅 井 満	同 下条 851番地
同	吉 田 文 一	同 二口 1969番地
同	木 倉 輝 夫	同 中村 133番地
同	稲 垣 朝 夫	同 棚田 506番地
監 事	山 崎 勇	同 市井 58番地
同	安 吉 孝 宣	同 大門本江 598番地
同	中 野 博 司	同 串田 4793番地
同	松 本 吉 晴	同 上条 120番地 2

土地改良区の役員の退任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	中田正敏	高岡市福岡町福岡新	172番地
同	参納幸雄	同 福岡町大滝	541番地
同	堀利悦	同 福岡町木舟	151番地
同	山田稔	同 福岡町本領	705番地
同	保前正勝	同 福岡町矢部	325番地
同	萩野秀雄	同 福岡町上蓑	96番地 2
同	大道儀三郎	同 福岡町江尻	720番地
同	加藤哲雄	同 福岡町下老子	295番地
同	水口清志	同 福岡町上野	90番地
同	割田貞夫	同 福岡町土屋	103番地
同	地崎啓	同 福岡町加茂	1296番地 3
同	青木紘	同 福岡町三日市	495番地
同	吉田重成	同 福岡町赤丸	887番地
同	松代信吾	同 福岡町赤丸	1093番地
同	尾崎輝雄	同 石堤	480番地
同	山田義宗	同 麻生谷	288番地
同	中田孝司	同 八口	102番地
同	山崎輝雄	同 福岡町栃丘	998番地
監事	米澤昭光	同 福岡町一步二歩	308番地
同	山田儀作	同 福岡町馬場	6番地
同	山本紘一	同 柴野	2618番地

土地改良区の役員の就任

福岡町土地改良区の役員に次の者が平成30年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	中田正敏	高岡市福岡町福岡新	172番地
同	中村清志	同 福岡町大滝	845番地
同	澤田理秀	同 福岡町開群	113番地
同	山田幸雄	同 福岡町荒屋敷	105番地
同	保前正勝	同 福岡町矢部	325番地
同	小川弘之	同 福岡町蓑島	540番地
同	大道儀三郎	同 福岡町江尻	720番地
同	米澤昭光	同 福岡町一步二歩	308番地
同	吉田治	同 福岡町上向田	4858番地
同	山本榮治	同 福岡町土屋	513番地
同	地崎啓	同 福岡町加茂	1296番地3
同	青木紘	同 福岡町三日市	495番地
同	吉田重成	同 福岡町赤丸	887番地
同	松代信吾	同 福岡町赤丸	1093番地
同	尾崎輝雄	同 石堤	480番地
同	山田義宗	同 麻生谷	288番地
同	中田孝司	同 八口	102番地
同	山崎輝雄	同 福岡町栃丘	998番地
監事	加藤哲雄	同 福岡町下老子	295番地
同	秋本賢史	同 福岡町三日市	480番地
同	山本紘一	同 柴野	2618番地

土地改良区の役員の退任

牛ヶ首用水利土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	安倍 征 男	富山市呉羽町 1796番地

土地改良区の役員の退任

滑川南部土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月9日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	水野 敏 夫	滑川市堀江 470番地
同	安本 葵	同 安田 572番地
同	深井 久 夫	同 赤浜 468番地
同	奥平 肇	同 堀江 141番地1
同	川口 宗	同 有金 615番地3
同	佐々 興太郎	同 高柳 769番地
同	高橋 正 人	同 小林 2452番地
同	橋本 康 弘	同 柴 1535番地
同	奥村 進 一	同 寺町 114番地
同	開田 豊 一	同 有金 801番地
同	前佛 謙 信	同 上梅沢 21番地1
同	前田 忠 廣	同 同 535番地

同	土肥賢三	同	上島	448番地2
同	澤田隆継	同	上小泉	1316番地
同	梅原英憲	同	沖田新	61番地
監事	安本栄二	同	安田	611番地
同	奥野善道	同	赤浜	366番地
同	有澤義則	同	上梅沢	410番地

土地改良区の役員の内任

滑川南部土地改良区の役員に次の者が平成30年3月10日就任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所	
理事	深井久夫	滑川市赤浜	468番地
同	伊藤正實	同 堀江	265番地
同	土肥均	同 同	1278番地
同	澤井仁一	同 常光寺	645番地
同	佐々興太郎	同 高柳	769番地
同	高橋正人	同 小林	2452番地
同	石田勝裕	同 柴	512番地
同	福田全良	同 安田	266番地
同	奥村進一	同 寺町	114番地
同	開田豊一	同 有金	801番地
同	池田博	同 上梅沢	688番地
同	前佛謙信	同 同	21番地1
同	中川良順	同 上島	80番地
同	松井利昭	同 上小泉	2970番地
同	梅原英憲	同 沖田新	61番地

監事	安本清一	同	安田	180番地
同	深井徳義	同	赤浜	511番地
同	土肥賢三	同	上島	448番地2

土地改良区の役員の退任

久婦須川土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所	
理事	大島昭男	富山市八尾町檜尾	2116番地
同	杉山俊彦	同 同 岩屋	39番地
同	奥井幸一	同 同 宮腰	117番地
同	松永栄一	同 同 小長谷	3117番地
同	松田敬	同 同 北谷	195番地
同	森有教	同 同 村杉	112番地
同	小林國光	同 同 外堀	415番地
監事	長谷川聡	同 同 深谷	450番地
同	小林成吉	同 同 井栗谷	829番地
同	北山忠博	同 下伏	3番地

土地改良区の役員の就任

久婦須川土地改良区の役員に次の者が平成30年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	杉山俊彦	富山市八尾町岩屋 39番地
同	奥井幸一	同 同 宮腰 117番地
同	松永栄一	同 同 小長谷3117番地
同	松田敬	同 同 北谷 195番地
同	森有教	同 同 村杉 112番地
同	小林國光	同 同 外堀 415番地
同	清水清隆	同 同 檜尾 38番地
監事	長谷川聡	同 同 深谷 450番地
同	小林成吉	同 同 井栗谷 829番地
同	北山忠博	同 下伏 3番地

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成30年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
新生児タンデムマス・スクリーニング用システム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成31年3月1日から平成38年2月28日まで（84箇月）
- (4) 借入場所
富山県衛生研究所

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年5月25日から同年6月22日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所におい

て希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月1日 午後2時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

平成30年6月28日 午後5時15分

(5) 入札書の受領期限

平成30年7月11日 午後2時00分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成30年7月11日 午後2時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額

を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Tandem mass spectrometry newborn screening system lease, 1 unit
- (2) Time limit of tender: By 2:00 p.m. 11 July 2018.
- (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424
